

令和5年度（2023年度）第3回北海道障がい者施策推進審議会

日時：令和5年（2023年）11月1日（水）18時00分から20時00分
場所：かでの2・7 7階710会議室

【事務局】

ただいまから、令和5年度第3回北海道障がい者施策推進審議会を開催いたします。本日の司会を務めます、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長の徳田でございます。よろしくお願いたします。

本日は、会場とオンラインを併用したハイブリッド方式にて開催いたします。それでは、開催に先立ちまして、保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の石橋よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】

保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の石橋でございます。皆様方には、日頃より道の障がい福祉行政に御協力をいただいておりますことに心より感謝いたしますとともに、本日は、ご多忙のところ、本年度第3回目の審議会にご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日の審議会においては、第2回審議会でお示しした次期計画の「基本的な考え方」等に基づき作成いたしました計画の素案や計画の名称案等について、協議させていただきますので、皆様からの忌憚のない御意見をお願いいたします。

また、前回報告いたしました「共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査結果」や今回追加でグループホームの管理者に対して、「入居者の結婚等に係る意思決定支援」の照会を行い、その結果をご報告させていただきますので、これらの結果等に基づいた障がいのある方への結婚や子育てに関する必要な支援などのあり方について、御意見をお願いします。

今後、皆様からいただいた意見や追加照会の結果をもとに、入居者の方々の想いや考え、事業所側が感じている支援上の課題などにつきまして、対応策を検討することとしております。

最後になりますが、次期計画については、皆様方からのお力添えをいただきながら、今後、開催予定のパブリックコメントにおいて、道民からの意見をお伺いし、より実効性のある計画としたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。会議次第、配席表、出席者名簿のほか、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7、参考資料となっております。配付漏れなどがありましたら、お知らせください。

続いて、本日の日程ですが、本審議会は20時00分を目途に終了とさせていただきたいと存じますので、ご協力をお願いいたします。

次に、本日の審議会におきまして、第1回及び第2回の開催時に、委員のみなさまと事務局をご紹介させていただいたところですが、これまでご出席が叶わなかった委員の方々をご紹介させていただきます。これまでご出席いただいた委員の皆様と事務局については省略させていただきます。

はじめに、「北海道市長会 北斗市市長 池田 達夫 様」、次に「北海道精神障害者回復者クラブ連合会 副会長 石山 貴博 様」本日はオンラインにて参加をいただいております。次に、「旭川医科大学病院リハビリテーション科 教授 大田 哲生 様」です。

また、本日はオンラインにて、山崎 恵委員もご参加いただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここからの議事の進行は、藤原会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

【藤原会長】

本日の進行を進めさせていただく会長の藤原です。よろしくお願いたします。それでは、本日の議事に入ります。1 協議事項（1）「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）の計画素案（案）について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

計画の素案について、本審議会では、資料1の概要、資料2の本編、資料3の新旧対照表を配布しておりますが、会議時間が限られておりますので、資料1の概要版についてのみ説明いたします。

はじめに、1 ページ目、「1 基本的事項」では、計画策定の趣旨として、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画を一体的に推進し、実効性のあるサービスを提供することを目的に統合することとしております。

計画の目的としては、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進めるなどして、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととしています。

計画の位置づけとしては、障がい者基本法に基づく「都道府県障害者計画」であり、北海道地域福祉支援計画の施策別計画としています。

また、障害者総合支援法に基づく「都道府県障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」、北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援推進計画」にも位置づけております。

計画期間については、令和6年度から11年度までの6年間ですが、中間年の8年度に目標値を含め必要な見直しなどについて検討することとします。

続いて、「2 計画の推進のための具体的な取組」についてですが、大項目は、4項目となっており、ローマ数字でⅠからⅣで表示しております。

また、小項目については、12項目となっており、算用数字で（1）から（12）で表示しております。

はじめに、大項目「Ⅰ 北海道障がい者条例の施策の推進」では、「（1）権利擁護の推進」の推進項目及び推進施策として、①権利擁護の推進・虐待の防止、②意思決定支援の推進、③成年後見制度等の活用促進などとなっており、具体的な取組としては、「北海道障がい者権利擁護センター」における虐待通報の受理、相談対応等や、集団指導等において「意思決定支援ガイドラインの周知や支援体制の助言・指導を行うこととしております。

また、「（2）障がいのある人が暮らしやすい地域づくり」の推進項目及び推進施策として、「地域づくり委員会等の取組」となっており、具体的な取組として、地域づくり委員会で地域の課題等の解消に向けた協議の実施や、地域づくりコーディネーターと連携し、「地域づくりガイドライン」を活用した相談支援体制づくり等の支援を行うこととしております。

また、「（3）就労支援施策の充実・強化」の推進項目及び推進施策として、以降2ページ目になりますが、①道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、②一般就労の推進、③多様な就労の機会の確保などとなっており、具体的な取組としては、企業と連携した取組推進、職場定着の支援などを行うこととしております。

次に、大項目「Ⅱ 地域生活支援体制の充実」では、「（4）相談支援体制・地域移行支援の充実」の推進項目及び推進施策として、①生活支援体制の充実、②相談支援体制・地域移行支援の充実・強化、③障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実などとなっており、具体的な取組として、地域づくりコーディネーターを活用した市町村への総合的・広域的な支援や、指定の際の厳正な審査、指定後の利用者の人権擁護、虐待防止などの適正な事業運営の指導を行うこととしております。

また、「（5）サービス提供基盤の整備」の推進項目及び推進施策として、①住まいの基盤整備の充実、②日中活動サービスの充実、③地域生活を支えるサービス基盤の充実などとなっており、具体的な取組としては、相談支援事業所や市町村等との連携による、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのある人の居住確保支援や、共生型地域福祉拠点の整備を行うこととしております。

また、「(6) 保健福祉・医療施策の充実」の推進項目及び推進施策として、①適切な保健・医療の提供、②障がいの原因となる疾病等の予防・治療、③精神障害のある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実等となっており、具体的な取組としては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムや、「北海道引きこもり成年相談センター」の活用を行うこととしています。

また、「(7) 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上」の推進項目及び推進施策として、①人材の確保・定着・養成、②サービスの質の向上となっており、具体的な取組としては、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行うこととしています。

次に、大項目「Ⅲ 自立と社会参加の促進」では、「(8) 障害児支援の充実」の推進項目及び推進施策として、①障がいのある子どもに対する支援の充実、②学校教育の充実、3 ページ目になりますが、③医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実となっており、具体的な取組としては、児童発達支援センターの設置推進、市町村中核子ども発達支援センターの整備や、ペアレントメンターの養成、医療的ケア児等支援のための協議の場の設置を行うこととしています。

また、「(9) 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援」の推進項目及び推進施策として、①発達障がいのある人への支援の充実、②在宅の障がいのある人等への支援の充実 となっており、具体的な取組としては、発達障がい者支援センターによる関係機関への支援、障がいの特性等に対する理解促進を行うこととしています。

また、「(10) 自立と社会参加の促進・取組定着」の推進項目及び推進施策として、①社会参加の促進、②スポーツ・文化芸術活動の振興、③読書バリアフリーの推進等となっており、具体的な取組としては、障がい者文化芸術活動の推進や、読書バリアフリーの推進を行うこととしています。

次に、大項目「Ⅳ バリアフリー社会の実現」では、「(11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」の推進項目及び推進施策として、①情報通信における情報アクセシビリティの向上、②意思疎通支援の充実、③言語としての手話の理解促進等となっており、具体的な取組としては、情報バリアフリーの促進や、理解の促進、意思疎通手段の確保等、手話に関する理解促進や習得する機会の確保を行うこととしています。

また、「(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進」の推進項目及び推進施策として、①住まい・まちづくりの推進、②移動・交通のバリアフリーの促進、③防災・防犯対策の推進となっており、具体的な取組としては、障がいのある人が住みやすい住まいやまちづくりの整備や、災害時の要配慮者支援の充実等を行うこととしています。

続いて、「3 計画の推進管理」についてですが、「北海道障害者施策推進審議会」や21 圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、PDCA サイクルによる実効性のある取組の推進に努めることとしています。

最後に、4 ページ目、「4 令和8年度及び令和11年度の成果目標」の主なものについてですが、「福祉施設の入所者の地域生活への移行目標」については、令和8年度目標値では235人、令和11年度目標値では796人としており、考え方としては、令和8年度目標値は令和5年3月末時点の施設入所者数の約2.7%で設定しており、令和9年度から11年度は国基本指針に基づく目標値6%で設定しています。

「施設入所者の減少見込み数」については、令和8年度目標値では350人、令和11年度目標値では817人としており、考え方としては、令和8年度目標値は令和5年3月末時点の施設入所者数の約3.7%で設定しており、令和9年度から11年度は国基本指針に基づく目標値5%で設定しております。

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に係る目標」については、上段が、入院後1年時点の退院率を令和8年度までの目標値として91%としており、下段が、退院後の1年以内の地域における平均生活日数を令和8年度までの目標値として330.1日以上としており、いずれも令和8年度までの目標値として道も国と同様の目標値を設定しています。

なお、当該目標値については、「北海道医療計画」との整合性を図るため、令和8年度を目標値とし、令和9年度以降の目標値は達成状況を考慮し、別途決定することとしています。

以下、成果目標の主なものはご覧のとおりとなっておりますので、よろしく申し上げます。

資料4をご覧ください。計画の策定にあたり、本年9月16日から17日にかけて道内6会場においてタウンミーティングを開催し、道民の皆様のご意見を伺ってきたところです。その主な意見について資料4でまとめており、全ての意見については、別添で紹介させていただいておりますので、これら意見を参考に委員の皆様から計画策定に当たり意見をいただきたいと思っております。

本日は、会議時間の関係から、主な意見・要望について、「計画推進のための具体的な取組」の12の小項目ごとに整理しておりますので、順にご紹介させていただきます。

はじめに、「(1)権利擁護の推進」について、①グループホームの結婚や子育てについて、アンケートだけでは無く、(具体的にその)環境を作って欲しい。②施設の構造自体が虐待を引き起こす問題となることがあり、毎日同じ方と顔を合わすと上下関係が生まれてしまう。監査の際は細かい視点で確認して欲しい。

次に、2ページ目、「(2)障がい者が暮らしやすい地域づくり」について、①振興局単位で地域づくり委員会が実施されている。最近の道内の虐待事案等も受け、今ある仕組みを活発に活用してほしい。②障がい者は何かひとつできないだけで障がい者として区別されてしまう。年をとるとできないことが増えるので高齢者もある意味障がい者。小学校では、手話や点字の授業があってもいい。

次に、「(3)就労支援施策の充実・強化」について、①A型事業所が不足しており、増やすための支援ができないか。②障がいが高くても地域で安心して暮らせるように、暮らすと働くをセットで計画に盛り込んで欲しい。

次に、「(4)相談支援体制・地域移行支援の充実」について、①地域移行するために利用できるサービスがわからないので、繰り返し何度も説明して欲しい。②重度の障害者に対する支援者の研修や、グループホームに移行できるよう整備してほしい。

次に、「(5)サービス提供基盤の整備」について、①夫婦で入れるグループホームを増やして欲しい。

次に、「(6)保健福祉・医療施策の充実」について、①発達障害を診れる医師や医療機関が少ない。医師の派遣などの支援をお願いしたい。

続いて、3ページ目になりますが、②精神障がい者の地域包括ケアシステムが進んでいない。

次に、「(7)人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上」について、①職員の労働条件の改善をどう進めるのか。②人材確保のための手当の改善や労働条件の整備策を講じるべき。

次に、「(8)障がい児支援の充実」について、①精神科の病院、診療所が不足している。②基幹となる支援センターを札幌一極集中ではなく、各圏域単位に広げてほしい。

次に「(9)発達障がい者や在宅の障がいのある人等への支援」について、①精神の医師でも発達障害の診断ができる医師が少ないのは問題。発達障害科のような診療科を持つ医療機関ができるよう、発達障害をもっと重要視して欲しい。②道東には発達障がい者支援センターが1か所しかない。現場をバックアップできる体制の構築や研修などをお願いしたい。

次に、「(10)自立と社会参加の促進・取組定着」について、①芸術活動は障がい者にとって自己表現の大切な機会。地方の障がい者でも大都市で作品展を行えるよう助成制度が欲しい。②障がい者がもっとスポーツの参加・観戦しやすい環境になればよい。

次に、「(11)北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」について、①難聴者や中途失聴者に対して、要約筆記などの文字情報を得られる体制を整えて欲しい。

続いて、4ページ目、②耳の問題に関する様々な対策について、道から市町村に発信して欲しい。合理的配慮を通常の会議でもお願いしたい。

次に、「(12)安全確保に備えた地域づくりの推進」について、①災害時に障がい者が避難する場所をわかりやすくして欲しい。地震発生時に、ろうあ者向けにアラートを文字で知らせてくれる機器を普及して欲しい。②災害時の発電機購入費の支援を道としても検討して欲しい。

資料5をご覧ください。今回の計画の見直しにあたり、関係の協議会や部会等で素案の(案)について協議いただいた結果、次のとおりご意見をいただき、素案を一部修正するなどの対応をしておりますので報告します。

はじめに、9月7日に開催された、北海道障がい者施策推進審議会の意思疎通支援部会

では、「情報バリアフリー化の促進」で、ホームページの画面設定を変えることで視覚障害者が見やすくなる。そうした取組を発信して欲しい。と言ったご意見に対し、バリアフリー化を推進するため、「好事例の周知など」に努めることを追記することとしました。

また、「意思疎通支援者の養成及び派遣」で、実施体制が整備されていない市町村について、踏み込んだ取組を行うべき。と言ったご意見に対し、こうした「体制が整備されていない市町村について、課題の把握に努め、体制の整備に向けた働きかけに努め」ることを追記しました。

また、「歩行空間等のバリアフリー化の推進」で、日常生活を守るという視点が大切。除雪に関しては、関係機関が役割分担をともに考えるよう投げかけしていただきたい。と言ったご意見に対し、歩道除排雪に関し、鉄道駅周辺等を中心とした「日常生活における移動の支援のため」であることや、「関係機関に働きかけ」ることを追記しました。

次に、10月18日に開催された、権利擁護部会では、計画の素案に対するご意見として、「権利擁護の推進・虐待防止」「意思決定支援の推進」は、優先し、力を入れて取り組むべきであることから、上位に記載されるべき。と言ったご意見に対し、「権利擁護の推進」の項目を「北海道障がい者条例の施策の推進」の次の2番目の項目に、「意思決定支援の推進」の推進施策を、「権利擁護の推進」の項目に移動・変更することとしました。

次に、2ページ目の9月29日に開催された、北海道自立支援協議会の地域移行部会では、国の示す数値目標に対し、現実的な数値とかなり乖離がある。国の示すレベルに上げるだけでは意味が無い。と言ったご意見に対し、中間見直しを見据え数値目標を設定することとしました。

また、10月3日に開催された、地域づくりコーディネーター部会では、地域生活支援拠点、基幹相談支援センター等の設置目的がわかりやすく示されるといい。と言ったご意見に対し、地域生活支援拠点、基幹相談支援センター等の役割を追記することとしました。

また、10月6日に開催された、人材育成部会では、市町村職員等に対する基礎的な研修等があるといい。と言ったご意見に対し、地域づくりコーディネーター部会にて別途検討することとしました。

また、10月19日に開催された、北海道自立支援協議会では、ピアサポーターの人材育成、活動について記載されると良い。といったご意見がありましたが、このことについては、既に計画の中に記載済みとなっています。

次に、10月2日に開催された、北海道発達支援推進協議会では、インクルーシブ教育に関し、「障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けられるよう配慮する必要がある」と記載すると、必ず一緒に教育を受けなければならないと思われる。などといったご意見に対し、可能な限り、ともに教育を受けられるようにするといった内容で追記することとしました。

最後に10月6日に開催された、北海道障がい者就労支援推進委員会では、計画の素案に対するご意見として、就労選択支援についての記載があるといい。といったご意見に対し、障がい福祉サービスに含まれるものとして、括弧書きで記載し、独立した項目立てはしないこととしております。

資料6をご覧ください。次期計画の名称については、これまで「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」としてきましたが、新しい計画の名称について、事務局で検討した結果、「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」として決定したいので委員の皆様におかれましてもご了解いただきたいと思います。

なお、計画の名称の由来につきましては、資料のとおりとなっておりますので、参考としてください。説明は以上となります。

【藤原会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から資料の説明がありましたが、委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。はい、齊藤委員お願いします。

【齊藤委員】

齊藤です。今までも何度か申し上げたのですが、障がい者を雇用している企業です。残念なのは北海道障がい者条例は、全国の都道府県の中で千葉県に次いで、2番目に障がい者条例を作りました。その中で3本の柱がありまして、一つが障がい者を雇用する企業を

積極的に応援するという事だったと思います。

これをなぜ聞いたかという事、障がい者の雇用は、障がい者が訓練を受けて変わるとか、支援者が頑張ってきたかという事だけではなくて、受け入れる企業とのマッチングがないと障がい者雇用が進まないわけです。当然、私は毎回申し上げますけれども、この障がい者条例は弊害があると思います。

資料4のタウンミーティングの7ページの⑥に参加された方の御意見がありますが、道の障がい者条例が役に立っていないという意見があり、推進員として恥ずかしく思っています。そして下の方に、道条例は国の差別解消法より早くできて、暮らしにくさがある障がい者にとっては待ち望んだものでした。役に立つようお願いします。とおっしゃっています。まさに私もこの素晴らしい障がい者条例を持っている道が、以前に立ち返って、しっかりと実現していくとしっかりとやっていただきたいと思っています。

記載のある障がい者企業認証制度も完全に形骸化して、もう認証企業数もほとんど増えていないと思いますし、私どもは第1号認証企業ですが、それを認証してもらっても何のメリットもないと考えています。以上です。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

障がい者保健福祉課の就労支援を担当しています山下と申します。貴重な御意見ありがとうございます。

お話しいただいた北海道企業認証制度につきまして、ご指摘のところは実際にあることも認識しております。今回計画の策定に当たり、就労推進委員会の委員の方や関係する部局と意見交換したところであり、改めてこの制度に関しての周知と、企業から申請していただくよう努めているところであり、内容に関しても検討して参りたいと考えております。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。山崎千恵美委員お願いします。

【山崎（千）委員】

知的障がいのある方が一般就労している100人に対して、グループホームで支援している地域に勤めています。最近の傾向としては、一般就労は進んでおまして、例えば、40年勤めた仲間たちと、2～3年前に勤めた仲間たちの給料を比較すると、若い方が高い状況です。30年40年勤めている人が減額申請をして低賃金で働いて、逆転しているような状況で良いのだろうかと思ったり、或いは福祉法人は労働時間や給料が厳しくて、少しの報酬できちきちとみんなで分け合って運営してるわけですが、本当に小さい企業は有給もなければ何もない、自由に利用者さんを使っているところもあるわけです。そういうところに私たちが乗り込むと、その小さいところの社長さんは、みんなを使って、お前は一体何者だというような感じて威圧されて帰ってくる場所もあるわけです。

先ほど斎藤委員がお話しされたように、一生懸命やっている企業もあるけれど、そうではない企業もあることが現実であり、だからと言ってけつまくって辞めるわけにはいけないので、頑張って仲間たちは働いています。そのような苦しさは常にあるので、条例が形骸化しているということは本当にわかりますが、諦めないでやるしかないのではないのでしょうか。

その辺は条例で差別解消法のことを決めていても、なかなか現実としては進まないのがオールジャパンの現実でもあり、そこは嘆かないで、諦めないでやっていくしかないこの歳になって思っています。

【藤原会長】

ありがとうございます。はい、山崎恵委員お願いします。

【山崎（恵）委員】

山崎です。よろしくお願いたします。資料2の素案となりますが、44ページのポツ4つめのところ、介護支援専門員や地域包括支援センターと連携となっているのですが、相談支援体制とか地域移行の充実ですとか、その前に、高齢者に障がいを持って高齢になられた方のこととかが書いていたので、介護支援専門員ケアマネージャーは確かに介護保険とか高齢者等のサービス等には特化して専門的な知識等を持ち合わせているんですが、残念ながら障がい福祉や障がい者に対しては、ちょっと知識や実践が乏しいということを日々感じています。

そのため、ここで障がいのある高齢者への対応としてケアマネージャーを位置付けるのであれば、一定程度ケアマネージャーに障害福祉サービスですとか、障がいの分野の研修等が必要ではないかなと思います。

また、47ページ③の地域生活を支えるサービス基盤の充実ですが、一つ目の黒ポツのところ、「障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続させるため、入所施設の有する人材、ノウハウなどを活用する取組を促進します。」について、障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活を継続するために入所施設数の有する人材はわかるんですけど、ノウハウって入所施設と地域生活は全く内容や考え方のものが違うと思うので、ここに入所施設のノウハウと記載があるのが少し違和感を感じます。具体的にどのように入所施設のノウハウを地域生活で継続させるために活かすのかなと疑問を感じます。

あと、同じく資料2の28ページの(1)権利擁護の推進・虐待の防止に関してですが、推進の視点の二つ目のポツのところの「虐待は、障がいのある人の尊厳を害するもので、決して許されないものであり、自立と社会参加のためには、障がいのある人に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めることが極めて重要です。」について、障がいのある人の尊厳を害するもので、決して許されないものでありはわかるんですが、尊厳を害するだけじゃなくて、人権そのものというところを、「虐待は、障がいのある人の尊厳・人権を害するものというように出来ないものかなと思いました。

最後に、先ほど斎藤委員もおっしゃられていたことに関係しますが、資料4のタウンミーティングを道内の主要会場で開催して、これだけ多くの参加者からのご意見をアンケートにお答えいただいたものがあるので、この計画はこれから向こう3年間のものになるので、できる限りこの意見を計画の中に盛り込むべきだと思っています。そうじゃないと何のためにタウンミーティングを開催して、アンケートにお答えいただいたのかなと思います。以上です。

【藤原会長】

ありがとうございます。4点あったと思います。1点目はケアマネージャーの関係、2点目はノウハウの活用、3点目は権利擁護の関係、4点目はタウンミーティングの関係ですね。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

御意見ありがとうございます。初めに1点目のケアマネージャーについて、障がいのある方が高齢化しており、高齢者となって介護サービスを利用するに当たり、介護サービスを利用するときに介護ケアマネージャーと連携していくことを趣旨として記載しており、介護ケアマネージャーが持つそれぞれのノウハウは連携して行っていく必要があると考えておりますので、充実について検討していきたいと考えております。

3点目の権利擁護の件については、権利擁護部会において山崎委員から御意見をいただいたところであり、事務局において、人権という言葉をもどのように入れるべきかを調べまして、尊厳というフレーズは国の言い回しをそのまま活用してきており、また、当初記載の無かったところですが、山崎委員から「決して許されないものである」と少し力を入れた強い言葉の方が良いと御意見をいただき、文言を修正しております。

この尊厳についての視点も調べたところ、人権も含まれた意味合いとなるため、人権という文言は入れずに先ほどの力を入れた強い文言を追記したところであります。

【事務局】

2点目の入所施設のノウハウの活用については、入所施設の有する人材を入所施設を縮

小した際の職員の接遇などをグループホームの立ち上げの際など、その職員の持つノウハウなどを活用して活躍していただく趣旨で記載しているところです。

また、4点目のタウンミーティングについては、御意見を資料として示したところであり、全ての意見ではなのですが、いただいた参考となる意見に関しては精査して取り入れていきたいと考えております。

【藤原委員】

山崎（恵）委員よろしいでしょうか。

【山崎（恵）委員】

はい、大丈夫です。

【藤原会長】

ありがとうございます。タウンミーティングの意見に関しては、全ては難しいと思いますが、参考となる意見は検討いただきたいと思います。他にはいかがでしょうか。櫻田委員お願いします。

【櫻田委員】

資料2の60ページの多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上についてですが、現在各施設から軒並み人材の確保は大変だという話が上がってきて、正直どうしたら良いのだろうという現状であると思っています。

この記載内容を確認したところ具体的などころが見えにくい印象があります。資料4のタウンミーティングの3ページ（7）に人材の確保の記載がありますが、労働条件の改善、手当のことなど具体的な意見があって、このように進めると改善していけるイメージが持てることを踏まえて、このように具体的に盛り込んでいただいた方が対策を進めていける印象がありますので御意見申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。人材確保に関しては、福祉関係に限らず様々な業種で難しいという話を伺っております。確かに報酬が低いという意見は把握しており、常々、厚生労働省に要望しているところではありますが、処遇改善等様々な課題があります。

また、これだけでは解決に至らないところもありますので、雇用の関係など様々考えて、計画にはどこまで記載できるかもあります。もう少し強気に考えていきたいと思っております。

【藤原会長】

ありがとうございます。この他、御意見はいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、（1）の計画素案に関する協議事項については、ここまでとします。後ほど、全体として御意見がございましたらその際にもお受けしたいと思います。

続きまして、協議事項（2）グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

障がい者保健福祉課の名久井でございます。私からは、資料7グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援について、御説明いたします。

資料7-1をご覧ください。議論をいただく前に、今回の背景について再度確認させていただきたいと思います。

障害者総合支援法の基本理念には障がいのある方がどこで誰と生活をするか選択の機会が確保されるということが掲げられておりまして、交際や結婚、出産や子育てを障がいのある方がどのような暮らしを送るかについて、本人の意思決定を丁寧に支えることが重要です。

昨年12月からグループホーム入居者の交際や結婚、出産や子育ての社会的な関心が高まっておりますが、次に書かれているとおりグループホームには、障がいがある方々が共

同で居住し、日常生活上の相談や援助を行うものでございまして、居室には原則1名ずつ居住することとなっております。

また、夫婦が1つの居室に居住することは例外的な取り扱いとされており、また共同生活の場であるグループホームは、子供が生まれても夫婦と一緒に生活することは、制度上想定されておりません。そのため、グループの入居者が交際や結婚、同居を経て子どもを産むということを希望する場合は、グループホームの中でというよりは、まずは幅広い関係機関と連携をして、グループホームから一般の住宅等に移動して、地域で子育てが出来るように支援をしている。そういった支援に繋げていくことが、現時点で現実的な選択となっております。

こうした背景がある中で、本年1月から4月までグループホームの利用者及び管理者を対象にグループホームにおける結婚等の実態調査を実施しました。そちらの結果については、前回の審議会でご説明したところであり、今回参考資料として添付をさせていただきます。

この実態調査の結果については、本日は省略をさせていただきますが、グループホームの入居者の交際や結婚等に対する思いや考え、実態、それから事業所側の受け入れの実態等を把握することができたと思っておりますが、一方で、交際や結婚、出産や子育てについて、グループホームとして、本人の意思決定支援をどのように支援したかということを経験項目としていませんでしたので、今回追加で報告する必要があると考えました。

資料の7-2をご覧くださいなのですが、障がいのある方への意思決定支援の重要性が今回明らかになりましたことから意思決定支援に当たって具体的に事業所が抱えている課題や工夫している取組について把握し、今後の検討に活用したいという考えのもと、障がいの内容につきましては、関係団体の皆様からご意見を賜りながら、道内のグループホームに対し、10月13日から追加の調査を実施したところです。

一番上に対象の事業者数と記載しておりますが、この照会の対象としたのは、札幌市、旭川市、函館市を除く道所管のグループホーム、9月末現在422事業所でございます、それぞれ管理者の方に無記名での回答を依頼しました。今回は、入居者ご本人への照会を行っておりません。回答期限は10月25日といたしまして、回答件数は195事業所、回答率は46.5%でした。

集計の結果についてご説明いたします。最初に交際、結婚、出産や子育てを希望する入居者に意思決定支援を行うに当たり、課題や工夫している点について尋ねました。

まず課題については、交際や結婚の場面におきましては、何らかの課題を挙げたのは79事業所ありまして、主な御意見としては、本人の意向や意見が途中で変わることもあり、意向確認や意思決定までに時間を要するもの、また、個人によっては選択できるための経験や体験が無かったり、誤った学習等により交際や結婚について理解が出来ていない方がいて、そういった方々への支援が難しい等、本人の意向確認すること自体の難しさが多く意見がありました。

また、出産や子育ての場面では、何らかの課題あると回答があったのは62事業所ありまして、主なご意見としては、出産や子育ては子どもの将来を見据えて判断する必要があるが、どのように説明し理解してもらうかが大変難しいという御意見や、四つ目の丸になりますが、親としての責任や自覚を促すこと、親として行わなければならないことについて、判断材料を提示したり、イメージできない内容について理解してもらうことに苦慮するという御意見、次にいかに経験や体験をすることができるかや、本人が周囲の様々な方からたくさん話を聞く機会も必要など、本人が体験できるような機会を持たないと子育てを理解するのは難しいという御意見がありました。

次のページになります。意思決定支援について、特に留意している点や工夫している点をお聞きしましたら、79事業所があると回答がありました。内容としては、2つ目の丸ですが、利用者との雑談の中で自然と話が出てくるため、その中で気持ちを探り、本人達の意味を知ることができるという御意見や、話し合う内容と日時を事前に伝えることや、本人が緊張せず話せる職員が同席するなどの配慮を行っているという御意見をいただきました。その他に相談支援事業所、生活保護であれば保護課、通所事業所等を参集し、情報と具体的なスケジュールを共有しているといった連携を行っている回答もありました。

また、出産や子育ての意思決定支援の場面では、例えば3つ目の丸にあるように、訪問介護事業所と頻りに連携し次の支援に繋がったり、今の生活に必要な支援が一目でわかるフ

ローチャートを作成したり、また、次の丸ですが、法人としてプロジェクトチームを立ち上げ、町、病院、保護者や家族を巻き込んで一緒に支援してきたというような連携の回答もいただきました。

次のページで意思決定支援について、必要と考えるものについて質問しました。まず交際や結婚の意思決定支援におきましては、グループホームは共同生活という環境であり、同居や結婚を想定した設計とは考えにくいという御意見や、グループホームだけでなく、調整機能はどこが担うのかといった制度に関するご意見もいただきました。

また、意思決定の支援者に時間的余裕を生むための人員配置が必要、サテライト型グループホームでも生活支援員の人員確保が困難、本人の気持ちを聞き取る援助技術の向上が必要というような人員や人材確保の必要性に関する御意見もいただきました。

次に出産や子育ての意思決定支援の場面でも、日常的な連携を相談支援事業所の業務の一つとして明確に掲げるべきといった御意見や、出産や子育てに関する相談窓口があると良いという御意見、また、次のページとなりますが、意思決定支援のスキルの向上のための研修であったり、支援者の配置のための人件費が課題といったご意見がありました。

その他の意見として、本人と実際の子育て経験者（ピアサポーター）との相談の機会や、本人向けの勉強会等の機会が必要という御意見もありました。

次に4の意思決定支援に当たっての性教育について伺いました。入居者に対して実際に性教育を行っているという回答した事業所が19事業所、この19事業所のうち、交際等を把握したときに性教育を実施するとした事業所が16事業所、定期的に性教育を実施するとしたところが3事業所でした。

また、性教育の必要性があると回答した事業所が81事業所ありまして、その御意見としては、学校や家庭でも行うことが望ましいといった御意見や、逆に個別性があるので、今の学校教育の中で対応するのは、現場の負担が大きいのではないかといった御意見もありました。

最後に避妊処置を受けた入居者について、入居者の避妊処置の状況とその処置を受ける際の意思決定支援について尋ねました。

これは先に実施しました実態調査の中でも、入居者が結婚や同居の希望について相談した際に、避妊処置に関する話があったという回答が一定数あったことを受けまして、まず避妊処置の相談があった時に、事業所としてどのように意思決定を支援したかを把握したくて今回の照会としたところです。

まず、集計結果としましては、グループホームの中に今現在避妊処置を受けた入居者がいると回答した事業所は14事業所、延べ25人の方が処置を受けていましたが、入居者から避妊処置について相談があった時、本人の意思決定をどのようにしたかを自由記載で訪ねたところ、処置を受けたのがグループホーム入居前だったり、数十年前だったりしていて、事業所としての関わりがないなど、意思決定をどのように支援したが不明であるという事業所が9事業所12人、また、本人や保護者を交えて話し合い、避妊処置の意思を確認したり、本人から子どもを育てることが出来ないという話があったなどの回答が5事業所13人となりました。

以上が今回追加で照会した結果となります。もう一度資料7-1に戻っていただきたいのですが、このように追加で照会した結果も含めまして、本日の審議会では主に2つの点を論点として議論いただきたいと考えました。

一つ目は、グループホームが知的障害のある入居者に交際や結婚、出産や子育てに関する意思決定支援を行うに当たっての課題について、どのような課題があるかということを確認していただきたいと考えております。

調査結果や今回追加の照会の回答からは、例えば、職員に相談しやすい環境になっていないのではないかといったことや、職員は入居者の意思を読み取ることが困難に感じているのではないか、また、性教育を行うことは必要とのご意見が多かったものの、避妊の方法を教えるに当たっては事業所としては難しいのではないかといった課題がありますし、また子育てについては、具体的にイメージしてもらうことが非常に困難だったり、イメージをしてもらうためには、子育てを経験した仲間との交流の機会、体験が必要ではないか。というような課題も考えられます。

このように課題は多くありますが、特に入居者の意思決定支援を行うに当たり、どのような課題が一番ポイントとなるかということをご意見いただければと思っております。

また、次の2番目ですが、地域の幅広い関係機関と連携して、グループホーム退去後の子育て支援に繋げるための課題について、どのような課題があるかを議論いただきたいと考えています。調査結果や追加照会した回答からは、結婚して子育てしたいという入居者が、グループホーム退去後に一般住宅で子育てできるように、グループホームを相談支援事業所、市町村が円滑に連携して、子育てに繋げている事例もありました。

このように現行の制度の中で出来る事例もありますので、まずは、そういった取組を行うためには、各事業所、グループホームにおいて何が出来るのか。子育て支援に繋げるためにはどのような課題があるのかご意見を伺いたいと思います。

今回は、課題について、色々とお出しいただきたいと思っております。今回いただいた御意見の中から北海道としてはどうということが出来るかを検討した上で、また次回の審議会の際に、また議論を行って参りたいと考えております。

今回の1と2に振り分けましたが、どちらか片方でも結構ですし、2つを合わせての御意見としても構いません。どうぞよろしくお願いいたします。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。本日は結論を出すのではなくて、課題として御意見をいただきたいという内容でありました。一つ、教えていただいてもよろしいですか。グループホームの中では結婚は出来ないのでしょうか。

【事務局】

制度的には結婚は出来ますが、子育ては想定されていません。

【藤原会長】

グループホーム内で結婚生活を送ることは出来ますか。

【事務局】

基本的にグループホームは障がいのある方が利用する形となりますので、基本は一人となりますが、夫婦として利用するのも可能ではあります。

生まれてくるお子さんについては、障がいが無いかもしれない、障がいの有無があるかはわからないので、想定はされていません。18歳以上で障がいのある方がグループホームに入り、支給決定されるということになり、お子さんには出来ないのも、必然的に入れないうこととなります。

【藤原会長】

それはどのような法律になるのでしょうか。

【事務局】

障害者総合支援法となり、国の法令となります。基本は一人で入れますが、夫婦で入ることも例外的に可能となっています。その法令に従って、北海道も条例を定めておりまして、同様の記載となっています。

【藤原会長】

法律が改正されるとグループホームで子育てが出来ますか。

【事務局】

グループホームは障がい者ではないと利用できないので、障がい者以外の方が同居するのは少し考えづらいかもしれません。

【藤原会長】

わかりました。それではこの議題について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。高橋委員お願いします。

【高橋委員】

市町村で母子保健と児童福祉、子育て支援、子育てに関わる相談支援している中で課題というところ、大きく二つあるんですけども、障がいの有無に関わらず、妊娠出産子育てというのは初めてそこに関わる方はなかなかイメージしにくいものです。

最近では10代で望まない妊娠をされる方もおありまして、そういった方の相談がある時にも、ただ好きな人の子供を産みたいということを強く希望して、その後の経済的なことなんか言葉では話してもイメージするのは非常に難しいことがあります。障がいにも色々幅がありますので、そこを十分理解出来る方もいると思いますが、そこは意思決定を支援するという職員の方は御苦労があるのかなと、アンケートとか意見を聞いた中で感じたところでは。

現在、法律等でグループホーム入居者の妊娠、出産がなかなか生活が継続できないという実態がある中で、職員の方がその意思決定に関わるのは、交際して結婚して妊娠、出産と続いていくだろうという関連性の中でいくと、ここの施設にはいられないんだよということを背負いながら関わりどころが御苦労されるところかなと聞いていて感じました。

地域の支援というところでは、実際グループホームに入所している方でなくとも、地域には療育手帳を持ちながらも妊娠して出産して子育ても多くいらっしゃいます。そのような方を支援している中で感じるのですが、障がい福祉サービスと子育て支援サービスを併用しながら支援を進めていきます。

障がいの家事支援がご本人だけでなく、お子様に関わる例えば授乳とかお風呂に入れるとか離乳食を作るとかある程度可能になってきています。そうなってきてもそれを受け入れる事業所がまだまだ限られているし、その事業所が介護保険とか高齢者とか障がい者ご本人の支援を主体としているので、子育て支援となるとできる方も限られてきたり、子育ては24時間365日あることで、障がいのサービスは支給量の決定、限られた時間しか使えないので、それをその人達の生活にどのように当てはめていくかは、1日の生活の中で十分に出来ないことと、足りないことは新サービスも活用するのですが、プランを立てる方がどこまで子育て支援サービスを理解しているかもありますので、事業所の量の問題、人材の問題、プランを立てる方の子育てサービスの理解の問題等、その研修や課題があるのかなと感じています。

【齋藤委員】

課題をどの様に設定するかによって答えもおのずと制約されると思います。この課題の設定は正しいのでしょうか。障がいの有無に関わらず、人が誰と交際して誰と愛し合って誰と結婚して誰と暮らすのか、非常に基本的な人権に関わる根幹の問題だと思います。

それが何で意思決定支援という枠の中で考えましようという課題設定なのか。多分、そもそも障がい者だろうがなかろうが、そのようなことを保障されなければならない中で、共同生活援助事業という枠の中でそれが可能なのか、これは非常に難しいと思います。

制度の立て付けが想定しないことが起こっているような気がします。ならばそもそも制度を変えたら良いと思います。

共同生活援助事業をやっている事業所はそのまま良いと思います。新たなサービスを作って、新たな立て付けでサービスを作れば、或いは現在のグループホームの制度に何か加算のようなものを付けてそちらに誘導していくとか、そのような方法でないと、意思決定支援をどのように行いますかという課題設定では答えを間違ってしまうのではないかと思います。

それから性教育という言葉、ここでいう性教育というのは、どのようなものなのかあやふやだと思います。今ようやく文科省から命の安全教育というものが出てきました。命の安全教育といいますが、全国の公立の小中学校で2025年までにこれを実施しなさいと出ています。

これは子供への性被害、性加害が非常に大きな社会的問題になってきている中で、学校で受ける性教育で子供を守るという観点から作り直してみようという試みだと私は思います。そのような意味での性教育であれば大いに結構なんですけど、避妊方法を教える性教育ならば、ずっと昔から我が国がやっている、受精と妊娠と初潮教育のようなものでしかない訳で、子どもや女性を守ることに繋がらない気がします。

だから性教育をやるのであれば少なくとも今文科省から出ている命の安全教育の様なきちんとした体系的なものをグループホームの職員に実施するとか、グループホームに住

んでいる障がい者の方に実施するとか、そのようなことをやっていただきたいと思います。

【藤原会長】

私も最初に聞いたのは制度がおかしいんじゃないかと。そもそも出来ていないところに考えなきゃならなくなって、今までの制度を使わなくても良いのではないかとも思います。

【山崎（千）委員】

そもそもグループホームの入居者の結婚とか男女交際と限定してしまうと無理があります。現状のグループホームを運営している身としては、グループホームの制度の中で「結婚します、子育てします」は絶対無理です。結婚してグループホームに居たい人なんていないですよ。

何故結婚するかといたら、お互い好きになって二人で生活したいから結婚するんですよ。色んなことがあって二人で生活は無理となったらグループホームに入ることもあります。そもそもがグループホームの入居者に限っての男女交際とか結婚とかという論点が無理があるなと思います。

藤原会長がおっしゃったとおり、制度の中で変えるとか、先日、8月23日に徳島県の課長に来ていただいてシンポジウムをやったんです。それに私も巻き込まれて、司会をしたんですよ。初めての一眼さん（阿部礼子さん）と司会するのは無理だと思って3時間前に行って、お友達になって、どういうソースかとよく聞いて話をしたんです。その徳島県松茂町の結婚ケースが36ケースくらいあって、子供が居る方も20組くらい居て、きちっと法人や施設の中で関わる方がベースを作って、どうすれば結婚出来るかということを考えて、本人達と構築して30年もかかっている話なんです。

その時に一番大事なのは経済的な基盤であり、経済的にどう自立するかということなんです。うちでも経済的に自立して結婚した人が何組かいるんですが、女房が失業したら途端に生活が苦しくなるんです。どのようなものですかねと聞いてみたら、その支援者は、「山崎さん、一馬力より二馬力のほうが絶対経済的に自由になる、余裕がある」と、それはそうだよなど。その方は高校生の子供も一人いて、これ以上子供がいたらお金が無理だから子供は一人にしたとおっしゃっていました。そのぐらい、子育て・結婚は自分がいかに経済的に自立するかが非常に大事だと思います。

グループホームの入居者全員が結婚出来る訳でないのだから、私だって結婚してないくらい、自由でしょ結婚するかしないかは。だから、総体的にグループホームの入居者の男女交際や結婚をひとまくりで論ずるのはとっても難しい。

私の関わっている仲間達も月曜には何々君好きって言ったくせに、土曜には別の何々君に好きに変わったりする訳。変えないで一途にしてください、って言うんだけど、そういう人の意思決定をどう見立てるか、というのはプロの私達が関わって上手に育てる、愛することは大事だから、愛するというのは人を大事にすることだから、障がいがあるかと無かろうと大事だと思います。

グループホームで限定するのが苦しいかなって、この問題を道庁さんと話し合うと、いつもグループホームでというのが非常に苦しいわけです。その辺参考にしながら考えてみてはどうかと思います。結婚してグループホームに入りたいなんていないんです。だって不味くても本人達が作ったカレーライスを食べたいんですよ。そう思っています。

【山崎（恵）委員】

山崎です。今何名か委員の方がおっしゃられていたことと同感で、グループホームという制度上の立て付けの枠の中で、恋愛、同棲、結婚、出産、子育てを意思決定支援の中でどうするのか論点とすること自体がそもそも相当無理があるなと思います。

結局、グループホームという制度上の立て付けとして限界がある。そこでどう意思決定支援をするのかとなると、当然ここの論点の中で出ている結局のところ、性教育とか避妊方法を教えて子供を妊娠しないようにという方向に進んでしまう結論に至ってしまうのではないかなと。

先ほど斎藤委員もおっしゃっていたように、そもそも一人で生きていくのか。誰かと結

婚して一緒に暮らすのか、さらにもっと言えば、子供を持つか持たないのか。そしてそれをどこの場所でどこの地域で暮らしていくのか。

根本的な基本的な人権というか、障害福祉や障がい者ということ以前に、日本国憲法で守られている基本的な根本たるものを、何らかの障がいがあるから、若しくはグループホームに入居しているから等々で、その意思決定支援をどうしたら良いだろうとか、課題は何なのかということそのものが、下手をするととても危険だと思います。

危険だと思う理由は、支援する側によっては、誘導どころか人権侵害になりかねないくらいものすごく危険というかナーバスな問題を一概にグループホームの入居者でどうこうと論ずること自体がそもそも無理があるなどと思っています。

ただ、去年の江差町のあすなろ福祉会の件を契機に、潜在的に隠れていたものが一気に制度の立て付けそのものに問題があるという根本的なものを表面化させたんだと思います。

表面化したのであれば、北海道独自で何か施策を検討するとか、そのような方向の議論をしていかないと、一概に意思決定支援だけでは無理ではないかと思っています。

【藤原会長】

国全体が「障がい者同士が結婚してはいけない、子供をつくってはいけない」というようなニュアンスの制度作りしかしてこなかった、というのはあると思います。今の立て付けで無理なんじゃないかというような意見が皆さんから出ていますが、はい、亀川委員お願いします。

【亀川委員】

結婚や出産の意思決定支援が十分行われていないのではないかと問題視されている背景には、結婚や出産を可能とするサービスの選択肢が無いので、諦めざるを得ないという課題があると思います。

そのために必要なサービスとか社会資源を作っていくことは大変必要なことなのですが、合わせて、意思決定支援というのは、障がいをお持ちの方の意思が適切に反映された生活が送れるように支援していくという考え方ですから、支援する側が意思決定支援のスキルを身につけていかなければならない、これも一方で大変重要な取組だと思います。

障がい福祉サービス事業所は、国が策定した意思決定支援ガイドラインに基づいて利用者への支援を行うことが求められているんですが、まだまだこのガイドラインの浸透が現場では進んでいないのではないかと思います。

今回の計画の素案の中でも、ガイドラインの周知や研修の実施について記載していただいておりますが、このガイドラインの普及啓発、意思決定支援の質の向上を図るための研修の実施というのは、重点的に実施していく必要があると思っています。

研修等を実施することで、事例検討を通じてスキルが上がっていくこともありますし、先程の好事例の中でプロジェクトチームを作ったということもある中で、支援者が共有していくことも必要だと思いますので、サービス、社会資源を作っていくのと合わせて、支援者側のスキルを高めていくとも必要だと思います。

【藤原会長】

法律を変えたり、国を動かすというのは時間がかかりますので、今できることを、既にやっているところもあるということなので、大変貴重な御意見ありがとうございます。

【橋本委員】

やはりグループホームの中だけで物事に対処することには難しさがあります。今回の調査結果でもグループホームの各担当者や責任のある方が努力をしていることは痛いほどわかります。けれども中には地域に拡大するという取組もありました。この場合は地域という視点で考えざるを得ないのではないかなど。

高橋委員もおっしゃったように、子育て支援の専門家、活動中の色々な事例を発表している方もおられますし、性教育だってグループホームのスタッフだから性教育も担当・管轄しないとしないということではなくて、地域の中で様々な要素を支援、意思決定するに当たっての様々な情報であったり経験だったり知見みたいなことをどのような形で活

用することができるか、という観点もあります。それは住まいの確保とか、福祉サービスの利用とか、様々な手続きとか、長期的な生活設計とか、幅広く色んな視点が出てくるはずなんです。一人が、一つの機関が抱え込むのではなくて、再確認していく作業が必要になってくると思います。

ちょっと論点が違いますが、介護保険制度では地域ケア会議というのを活用している。地域ケア会議は個別の事例に対して、地域の問題課題を見つけ出していくとか、市町村レベルでの資源のチェックとか、色んな展開の仕方があるようなんです。

そのような発想や視点を障がい者が地域で生活していく中に、どのような展開、画が描けるのか、大上段に掲げて見ていく必要があるのではないかと感じました。

当事者の方への支援と、結婚して子育てに入る、それからお子さんの健全育成とか、環境的に作っていくことも想定していかないとならないと思いますが、法制の中では、理念という、要するに色んな考え方や施策を展開する上では、理念があって、制度・仕組みがあって、それから可能であれば報酬・賃金みたいな裏付けがあって展開していくと思うのです。その一番てっぺんの理念というところを、例えば古いですけど、障がい者の権利に関する条約は、結構、「えっ」て気づかされるが書かれていますし、子どもの権利に関する条約もしかりですね。そういう理念に関するところでのブレが無いような基盤の確認というところも関係者、関係機関で認識を共有していく必要があると思います。

【山崎（恵）委員】

山崎です。度々すみません。先ほどお伝え漏れがありましたので、手短にお伝えしたいと思います。

資料7-2の最後のページで、避妊処置を受けた入居者がいる人数と、入居者から避妊処置の相談を受けたときに本人の意思決定をどの様な支援をしたかという回答なんですけど、私は人数を含めてその内容にぞっとしました。

グループホーム入居前に既に避妊処置をして、回答の中に数十年前のことであると、もしかして、旧優性保護法の時にされている方も含まれているのではないかと懸念を持ったことが一つと、事業所として本人の意思決定を支援したものの回答の中に、職員が子育てや避妊等の説明を行い、処置の意思を確認したというのと、職員が本人や保護者を交えて話し合い避妊処置の意思を確認したって、これは誘導したのではないかと疑ってしまいました。このグループホームに入るには妊娠とか出産、子育ては無理だからと、誘導したような経緯は無かったかと恐ろしさを感じました。

そのような点も含めて、単なる意思決定支援をどうするかという議論だけではないのかなと思いました。

【藤原会長】

こういう問題をグループホームの職員に丸投げするのは無理なんじゃないかと、気の毒だと思います。もっと、国、道もそうですが、大きなレベルで考えてあげないと、軽い問題ではないと思います。もっと考えないといけない問題だろうと思います。全体を通じて、はい、石山委員お願いします。

【石山委員】

資料7-1のグループホームの問題で、グループホームに入居している方が交際はともかく、結婚や出産はあり得ないという認識があって、私の身近なグループホームを運営している事業者もたくさんありますけど、精神障がい者のグループホームですけど、そこでは交際すらだめ、結婚なんてもってのほか、結婚するなら出て行ってください、出た後結婚して出産するのは勝手にしてください、というグループホームばかりなので、グループホームの中で交際は良いかもしれないけど、結婚できるグループホームがどれだけあるのかよくわかっていませんし、データもありませんし、そもそも、そこからスタートで、出来ればグループホームの制度を変えてというか、グループホームの中のことはその運営者が決めることで、規則や交際とか、結婚や出産もそうですけど、出来るように啓発するとか、そのようなことから始めた方が良くはないかという気がします。

【藤原会長】

ありがとうございます。事務局からはいかがですか。

【事務局】

委員の皆様ありがとうございます。今回の調査はグループホームとしてのアンケートを行い回答をいただいたところですが、グループホームの枠にこだわることではなく、グループホームは地域生活の移行の場としてあり、一般の住宅で障がいの有無に限らず暮らしていけることを目指して、どのように支援をしていくかを考えているところでございます。

今回いただいた御意見を参考にさせていただいて、どのようなことが北海道として出来るか、また制度を変えるにしてもどのような制度や支援が出来るのか、どのようなことを国に要望していくべきなのか、現行制度で先ほど御意見があったように子どものサービスと障がいのサービスをどのような組み合わせしていくことが出来るのか、出来ることは市町村と一体となって、そのようなことを検討して、またこの審議会の中でまた様々な御意見をいただいて、障がいのある方にとってより良い生活、資質の向上を目指して取り組んでいきたいと考えております。

【藤原会長】

それでは、その他について、事務局からお願いします。

【事務局】

次回の審議会の開催につきましては、令和6年2月頃に予定しております。今年度は計画の策定年となり、最後の4回目を開催する予定でありますことを併せてお伝えいたします。日程については、改めて日程調整の御連絡をさせていただきますので、御協力の程よろしくをお願いします。

【藤原会長】

本日予定しておりました全ての議事は終了いたしました。本日は、ありがとうございます。それでは、以降、事務局に進行をお願いします。

【事務局】

藤原会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。以上で、令和5年度第3回北海道障がい者施策推進審議会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。